

# 第 23 回総会議事録

(令和 4 年 5 月 26 日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会 第7期第23回総会 議事録	
日 時	令和4年5月26日（木）14時00分～15時45分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 19名 欠席委員数 0名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第7号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第8号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第9号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>第10号議案 令和4年度生産緑地地区追加指定仮申出地区の農地等への該当について</p> <p>第11号議案 令和3年度活動目標の結果について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第6号 農地の転用事実に関する照会文書の回答について</p> <p>第7号 農業委員会が発行した4月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第8号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第9号 農地法第52条に基づく農地の賃借料情報について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>8番 許可</p> <p>9番 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>5番 許可相当</p> <p>6番 許可相当</p> <p>7番 許可相当</p> <p>8番 許可相当</p> <p>9番 許可相当</p>

<p>10番 許可相当  第3号議案  5番 許可  6番 許可  第4号議案  10番 証明交付  11番 証明交付  12番 証明交付  13番 証明交付  14番 証明交付  15番 証明交付  16番 証明交付  17番 証明交付  第5号議案  1番 証明交付  第6号議案  1番 利用確認  2番 利用確認  3番 利用確認  第7号議案  1番 承認  第8号議案  1番 証明交付  第9号議案  3番 協力  4番 協力  第10号議案  1001番 該当認定  1002番 該当認定  1004番 該当認定  1003番 該当認定  1008番 該当認定  1009番 該当認定  1010番 該当認定  1011番 該当認定  1005番 該当認定  1006番 該当認定  第11号議案  承認</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p>
--	--

事務局	<p>(開会 14時00分)</p> <p>事務局より出席状況(出席委員19名、欠席委員0名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告。</p> <p>横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、角田昇会長が議長となる。</p>
議長	<p>ただ今から第23回総会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号8番大立尚登委員、9番阿部敏委員にお願いします。</p> <p>それでは第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。8番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>本申請は令和4年2月の第20回総会にて、3条買受-2として審議済みのものです。売買決定通知書と併せて3条許可申請書が提出されましたので、許可しましたことをご報告いたします。</p>
議長	<p>8番については、報告となります。</p> <p>続いて、9番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は主に自宅周辺で露地野菜を中心に営農されています。申請地は譲受人所有農地の隣地にあり、今回売買の話がまとまったため申請に至りました。</p> <p>譲受人世帯としての経営農地は15a、取得後には35aとなり、緑区の下限面積30aを超えています。譲受人の経営農地は露地野菜畑として全て良好に耕作されています。</p> <p>取得後は果樹の栽培を予定しています。</p> <p>通作距離についても自宅近くの所有農地隣地で問題なく、申請者本人と妻で年間300日程度従事しており常時従事者数や日数について問題なく、周辺との調和要件の点でも、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たすと考えます。</p>
議長	<p>9番について地区担当の岡部委員の意見はいかがですか。</p>
岡部委員	<p>現地を確認しました。柿を計画していると伺っています。現在所有している露地野菜も良好に耕作されており、問題ないと考えます。</p>
議長	<p>9番について他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、9番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、9番は許可とします。</p> <p>続いて、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。5番について事務局から説明してください。</p>

<p>事務局</p>	<p>申請者は相続により申請地を取得しましたが、会社員をしているため農地として利用できない状況でした。このたび、土木工事を主体に経営する企業から申請地を駐車場兼資材置場として利用したいとの申し出があり、今回の申請に至りました。</p> <p>立地基準は第3種農地、前面道路に上下水道管が埋設されており、半径500m内に茅ヶ崎東小学校と茅ヶ崎東れんげ公園があります。</p> <p>被害防除について、場内は浸透性アスファルト舗装とし雨水の自然浸透につとめます。水下となる西側にはレインシューターを新設し、オーバーフロー分の雨水を集水、隣接する道路側溝に排水します。北側・東側・南側の境界には、コンクリートブロック2段を積み雨水流出を防ぎ、四方に施設管理及び被害防除のため万能鋼板を、入口部分にはキャストゲートを新設します。</p> <p>申請者の所有地に農地法上の違反はありません。</p> <p>道路側溝への雨水処理については、都筑土木事務所に確認済みです。</p> <p>以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>5番について、地区担当の吉野推進委員の意見はいかがですか。</p>
<p>吉野推進委員</p>	<p>事務局の説明のとおり、特に問題はありません。</p>
<p>議長</p>	<p>5番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、5番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>(挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数と認め、5番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、6番について事務局から説明してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>申請者は高齢のため農地の維持管理が困難となり、土地の有効活用を考えていたところ、申請地隣地に居住する親戚及び申請者が所有するアパートに居住する居住者から駐車場のとして借受要望があり、7台分の駐車場とするため転用するものです。申請地東側の道路は狭いため、西側道路からの出入りもできるよう申請者所有の地目宅地の土地も通路として使用する計画です。</p> <p>立地基準は、第3種農地です。前面道路に上下水道管が敷設されており、500m以内に西谷中学校と川島小学校があります。</p> <p>被害防除について、敷地内は砂利敷きとし、雨水は自然浸透させます。西側の宅地との境界には、コンクリートブロック及びメッシュフェンスを設置し、北・南・西側の一部には縁石を新設し、被害防除します。</p> <p>申請者の所有地に農地法上の違反はありません。</p> <p>他法令に関して必要な手続きは、ありません。</p>

	<p>以上、4条許可相当として市へ進達したいと考えますので、ご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>6番について地区担当の白井委員の意見はいかがですか。</p>
白井委員	<p>事務局の説明のとおり、特に問題はありません。</p>
議長	<p>6番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、6番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、6番は許可相当とし市に進達します。 続いて、7番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請者は高齢のため申請地の耕作が困難です。土地の有効活用を検討していたところ当該地の近くで自動車の修理を請け負っている法人より当該地を利用したいとの申し入れがあり転用するものです。借受法人は、川崎市に本社があり、車両の組み立て・加工・修理を行っている会社です。申請地の近くで車両置場を借りていましたが、近年受注が増加しており受注した車両の一時置場を探していました。当該地は事業地から近く、受注した車両をその都度申請地へ運ぶのに便利な場所です。 立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水管が埋設されており、500m以内に上川井小学校と日向根公園があります。 被害防除について、雨水は砂利敷きにより自然浸透させます。既存のコンクリート擁壁を活かしますが南側はコンクリートブロックとフェンスを新設します。 申請者の所有地に農地法上の違反はありません。 当該地は宅地造成規制区域ですが、建築局に確認したところ申請・協議は不要との回答を得ております。 以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>7番について、地区担当の阿部委員の意見はいかがですか。</p>
阿部委員	<p>現地を確認したところ、何ら問題はありません。</p>
議長	<p>7番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、7番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、7番は許可相当とし市に進達します。 続いて、8番について事務局から説明してください。
事務局	<p>申請者世帯は、申請者の祖母が亡くなったことによる相続税の支払いと自宅及び農作業施設の建て替え資金の調達の必要があるため、父母名義の羽沢南一丁目の月極駐車場敷地を売却予定です。売却予定の駐車場は40台の契約があり、19台は解約了承済みですが、21台の駐車場代替地を確保するため転用するものです。売却予定の駐車場から近く、21台の駐車スペースが確保できる面積の土地として申請地が選定されました。</p> <p>立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水道管が埋設されており、500m以内に片倉うさぎ山公園と中丸小学校があります。</p> <p>被害防除について、敷地内は浸透性アスファルト舗装にし、北側道路沿いは単粒砕石敷き部分を設け、雨水を浸透させます。南、北側の既設フェンスや土留めを活かし、北側はコンクリートブロック2段及びメッシュフェンス、東側はコンクリートブロック2段を設置します。</p> <p>申請者の所有地に農地法上の違反はありません。</p> <p>申請地は特定都市河川流域外であり、手続きの必要がないことを道路局河川管理課に確認済みです。</p> <p>以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	8番について、地区担当の鈴木推進委員の意見はいかがですか。
鈴木推進委員	駐車場に適した土地だと見受けられました。特に問題ありません。
議長	8番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、8番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、8番は許可相当とし市に進達します。 続いて、9番について事務局から説明してください。
事務局	申請者は2年前に本家の土地を売却し、妻子及び弟と賃貸アパートで暮らしていますが、4人で暮らすには手狭なため、アパートの更新に併せて自己住宅を建築することとなりました。申請地以外の所有地は、住宅の建築には不向きで条件に合わず、恩田駅から近く利便性の高い本地が選定されました。なお、今回の申請は筆の一部転用

	<p>となり、残農地については引き続き耕作します。</p> <p>立地基準は第3種農地です。恩田駅から300m以内にあります。</p> <p>被害防除について、西側道路、東側宅地及び南側宅地との境界はそれぞれ既存擁壁等で区切られています。北側残農地との境界にはコンクリートブロック1段を新設します。前面道路は2項道路で道路中心線から2mセットバックします。敷地内は土間仕上げ、駐車場部分は碎石敷きとし、雨水は自然浸透とします。宅内からの雨水は道路側溝に接続し、汚水は公共下水道に排出します。</p> <p>申請者の所有地に農地法上の違反はありません。</p> <p>今回の建築物は農家住宅となるため、建築局へは農業を営む者の居住の用に供する建築物についての申告書を提出済です。</p> <p>以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	9番について、地区担当の森田推進委員の意見はいかがですか。
森田推進委員	現地を確認したところ、特に問題ありませんでした。
議長	<p>9番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、9番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、9番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、10番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請地は幹線道路開通に伴い、一部を横浜市に提供した結果耕作地としては手狭になりました。土地活用を考えていたところ、隣接地にある新吉田医院より医院専用の駐車場として利用したいとの申し入れがあったため転用するものです。借受法人は隣接地で医院を開院していますが、現在患者用の駐車スペースが3台分しかなく、駐車できない車両が路上に停車して渋滞の原因となっている状態です。現在の待合患者数から考えるとあと5台程度の駐車スペースが必要であるため申請地を借り受けることにしました。</p> <p>立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水道があり、500m以内に新吉田医院と港北コスモス保育園があります。</p> <p>被害防除について、敷地内は植栽部分を除き碎石敷きとし、雨水は自然浸透とします。東側の新吉田医院との境界には既存のコンクリートブロック等があるため、それを活かします。東側以外は歩道に面していますが、出入口部分と植栽部分を除き既存のスチールフェンス及び新設のコンクリートブロック1段で囲います。歩道を通して申請地へ車が進入することについて、港北土木事務所に確認済みです。</p>



	<p>申請者の所有地に農地法上の違反はありません。</p> <p>以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>10番について、地区担当の加藤委員の意見はいかがですか。</p>
加藤委員	<p>新しい道路ができてから、開発が盛んに行われている地域です。特に問題はありません。</p>
議長	<p>10番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、10番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、10番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。5番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は池辺町に駐車場を賃借していますが、契約期間満了にあたり、更新ができない状況となりました。代替地を探すため、事業の中核としている荏田南町を中心に賃借や売買に応じてもらえる土地を幅広く探しましたが、唯一応じたのがこのたびの譲渡人となります。譲渡人が保有する他の農地は、接道条件が良く現在も耕作を続けています。申請地は譲受人が探している条件に合う唯一の土地であることから、第2種農地の転用要件である非代替性を満たしていると考えられます。</p> <p>立地基準は第2種農地、市街化区域500m以内、10ha未満です。</p> <p>被害防除について、拡張元を含め申請地は浸透性アスファルト舗装とし、雨水は自然浸透とします。水下となる北側には雨水側溝を新設し、オーバーフロー分の雨水を集水、隣接する道路側溝に排水します。東側の農地との境界には、コンクリートブロック2段程度を積み雨水流出を防ぎ、フェンスを新設します。北側の資材置場との境界には、既に隣地に設置された万能鋼板がありますが、境界明示のため申請地側にコンクリートブロックを積みます。南側の特別養護老人ホーム予定地との境界には、既に隣地に設置されたコンクリートブロックがあります。西側の道路との境界には、道路側に手すりが設置されています。</p> <p>申請者の所有地に農地法上の違反はありません。</p> <p>本申請の合計面積は1000㎡を超えますが、雨水浸透阻害行為について道路局の許可を得ています。</p> <p>また、通行使用の契約を結んでいる登記地目が農地、現況が雑種地の土地については「第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」の14番で、申請受付済みです。</p>

	<p>以上、第4号議案の承認を要件とし、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>5番について、地区担当の大矢推進委員の意見はいかがですか。</p>
大矢推進委員	<p>現地を確認しました。事務局の言うとおりに、問題ありません。</p>
議長	<p>5番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、5番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、5番は第4号議案14番の承認を要件に許可相当とし市に進達します。 続いて、6番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は譲渡人の長男で、現在、妻と両親と妹と本家に居住しています。本家は妹が承継することに決まり、また今後家族が増えることを見込むと手狭なため、新たな住宅が必要になり転用するものです。本家に近く、住宅建築に適した面積の土地として、申請地が選定されました。</p> <p>立地基準は第3種農地です。300m以内に横浜羽沢駅（貨物）があります。</p> <p>被害防除について、住宅の汚水、雨水は公共下水に接続します。駐車スペースと道路沿いはセットバック部分を含め砂利敷きとし、その他は土の状態で敷地内の雨水を自然浸透させます。北・西側はコンクリートブロック2段、東側は2～4段を設置し、隣接農地への土砂流出を防止します。</p> <p>譲渡人の農地法上の違反ですが、「第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」の15番から17番で、申請受付済みです。</p> <p>建築物の建築許可申請について、建築局調整区域課にて受付済みです。</p> <p>以上、第4号議案の承認を要件とし、許可相当として市へ進達したいと考えておりますので、御審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>6番について、地区担当の平本委員の意見はいかがですか。</p>
平本委員	<p>現地を確認しました。事務局の言うとおりに、問題ありません。</p>
議長	<p>6番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、6番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>

議長	<p>賛成多数と認め、6番は第4号議案15番から17番の承認を要件に許可相当とし、市に進達します。</p> <p>続いて、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。10番から17番までについて、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>10番について、立地基準は第2種農地です。25年間建物敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。</p> <p>11番について、立地基準は第2種農地です。10年間住宅敷地及び駐車場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> <p>12番について、立地基準は第2種農地です。10年間駐車場であることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> <p>13番について、立地基準は第2種農地です。10年間資材置場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> <p>14番について、立地基準は第3種農地です。10年間駐車場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> <p>15番について、立地基準は第3種農地です。11年間建物敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> <p>16番について、立地基準は第3種農地です。25年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。</p> <p>17番について、立地基準は第3種農地です。25年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。</p>
議長	<p>10番から17番までについて、委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、10番から17番までについては承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数のため、10番から17番までにつきまして証明交付とします。また、第3号議案5番、6番の関連案件が承認されましたので、第3号議案5番、6番についても許可相当とします。</p> <p>続いて、第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。1番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請地は、露地野菜畑、ブルーベリー畑、水稻です。現地調査の結果、農地として良好な状態であることを確認しており、相続人は今後も引き続き農業経営されるということです。除外物件は農業用倉庫3つです。申請地の状況については、5月16日に地区担当の岡部委員にご確認をいただいております。</p> <p>以上のことから「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、</p>

	<p>妥当であると考えております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>1 番について、地区担当の岡部委員の意見はいかがですか。</p>
岡部委員	<p>5 月 16 日に現地を確認しました。 いずれも良好に耕作されており、問題ありません。</p>
議長	<p>1 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、1 番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数のため、1 番は証明交付とします。 続いて、第 6 号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。1 番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件につきましては 4 月下旬に事務局及び森田推進委員と対象者で現地立会を行いました。現地調査の結果、露地野菜畑及び植木畑として良好に管理されていることを確認しております。 以上、緑税務署へ利用状況の確認につきまして報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>1 番について、地区担当の森田推進委員の意見はいかがですか。</p>
森田推進委員	<p>事務局の説明のとおり、特に問題はありません。</p>
議長	<p>1 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、適正に管理されていることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数のため、1 番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。 続いて、2 番及び 3 番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>2 番及び 3 番の対象者は親族関係にあたり、一体で耕作を行っています。こちらの案件につきまして、5 月 10 日に地区担当委員の荻野推進委員と対象者と現地立会を行いました。対象の農地は、果樹畑及び露地野菜畑として適正に管理されていることを確認しております。</p>

	<p>以上、神奈川県税務署へ利用状況の確認につきまして報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>2番及び3番について、地区担当の荻野推進委員の意見はいかがですか。</p>
荻野推進委員	<p>5月10日に現地を確認しました。畑の周囲にネットを張るなど工夫している方で、良好に管理されている様子でしたので問題ありません。</p>
議長	<p>2番及び3番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、適正に管理されているとすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数のため、2番及び3番は適正に利用されていることを神奈川県税務署に報告します。 続いて、第7号議案「農地造成工事の承認について」1番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>今回の申請地は現況は田ですが、今後、ビニールハウスを建ててイチゴの栽培を予定しており、このため1,250㎡の土を搬入し、畑として整えることが目的です。申請地は、四方がすべて道路に面しており、隣接農地はありませんが、東側及び西側には水路があります。地域の水利組合から造成工事の同意を得ております。土は緑区長津田町から申請地南側の公道を通り北側から搬入します。東、南、西側 境界手前に鋼板土留柵を設置し、法面はクローバーを植栽します。 以上、計画は妥当と考えますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>1番について、坂田委員の意見はいかがですか。</p>
坂田委員	<p>イチゴの栽培をすると前から聞いていました。農地の管理も良好にされている方なので、何ら問題ないと考えています。</p>
議長	<p>1番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、1番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、1番は承認と決定します。 続いて、第8号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。1番について、事務局から説明してください。</p>

事務局	令和3年7月22日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申し出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。
議長	1番について、地区担当の加藤委員の意見はいかがですか。
加藤委員	事務局の説明のとおり、特に問題はありません。
議長	1番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、1番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、1番は証明交付と決定します。 続いて、第9号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。3番及び4番について事務局から説明してください。
事務局	3番から4番について主たる従事者証明発行済です。市長から農業者へあっせんの協力の依頼がありましたので情報提供します。買取希望がある場合は6月6日を期限として事務局までご連絡ください。
議長	3番から4番について、あっせんに協力します。 続いて、第10号議案「令和4年度生産緑地地区追加指定仮申出地区の農地等への該当について」審議します。1001番について事務局から説明してください。
事務局	1001番の指定基準は、緑地機能の補完（良好な景観形成）です。現地は露地野菜畑及び果樹畑として利用されています。
議長	1001番について、地区担当の大立委員の意見はいかがですか。
大立委員	申請前から相談を受けていた箇所です。問題ありません。
議長	1001番について、他の委員の意見はありますか。 他の委員の意見が無いようですので、1001番については農地等に該当すると認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員	(挙手)
議長	挙手多数と認め、1001番は農地等に該当すると認定します。 続いて、1002番について事務局から説明してください。
事務局	1002番の指定基準は、街区公園の効果、災害対策の観点又は緑地機能の補完です。 現地は露地野菜畑として利用されています。
議長	1002番について、地区担当の加藤委員の意見はいかがですか。
加藤委員	農業を意欲的にされている方でした。説明のとおりで、問題ありません。
議長	1002番について、他の委員の意見はありますか。 他の委員の意見が無いようですので、1002番については農地等に該当すると認定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	挙手多数と認め、1002番は農地等に該当すると認定します。 続いて、1004番について事務局から説明してください。
事務局	1004番の指定基準は、緑地機能の補完（良好な景観形成）です。現地は果樹及び露地野菜畑として利用されています。
議長	1004番について、地区担当の岡部委員の意見はいかがですか。
岡部委員	今まで市の学童保育の施設として使われていたようです。返還後は農地に復元され、クリの苗木を植え、サツマイモなども栽培しているようでした。問題ありません。
議長	1004番について、他の委員の意見はありますか。 他の委員の意見が無いようですので、1004番については農地等に該当すると認定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	挙手多数と認め、1004番は農地等に該当すると認定します。 続いて、1003番について事務局から説明してください。
事務局	1003番の指定基準は、既存生産緑地の一体化・整形化です。現地は既存の生産緑地と一体で、露地野菜畑として利用されています。

議長	1003番について、地区担当の関戸委員の意見はいかがですか。
関戸委員	以前から既存の生産緑地を良好に耕作されている方で、問題ありません。
議長	1003番について、他の委員の意見はありますか。 他の委員の意見が無いようですので、1003番については農地等に該当すると認定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	挙手多数と認め、1003番は農地等に該当すると認定します。 続いて、1008番、1009番及び1010番について事務局から説明してください。
事務局	1008番の指定基準は、既存生産緑地の一体化・整形化です。現地は露地野菜畑として利用されています。 1009番の指定基準は、緑地機能の補完（良好な景観形成）です。現地は露地野菜畑として利用されています。 1010番の指定基準は、既存生産緑地の一体化・整形化です。現地は既存の生産緑地と一体で、水稻と露地野菜畑として利用されています。
議長	1008番、1009番及び1010番について、地区担当の坂田委員の意見はいかがですか。
坂田委員	既存の生産緑地も良好に耕作されており、問題ありません。
議長	1008番から1010番について、他の委員の意見はありますか。 他の委員の意見が無いようですので、1008番から1010番については農地等に該当すると認定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	挙手多数と認め、1008番から1010番は農地等に該当すると認定します。 続いて、1011番について事務局から説明してください。
事務局	1011番の1の指定基準は、既存生産緑地の一体化・整形化です。現地は植木畑として利用されています。 1011番の3の指定基準は、緑地機能の補完（良好な景観形成）です。現地は植木畑として利用されています。 なお、こちらの2つの案件は過去に買取申出されて生産緑地が廃止されたところで、再指定の案件となります。



議長	1011番について、地区担当の大矢推進委員の意見はいかがですか。
大矢推進委員	新たに植え替え等をされて良好に耕作されており、問題ありません。
議長	1011番について、他の委員の意見はありますか。 他の委員の意見が無いようですので、1011番については農地等に該当すると認定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	挙手多数と認め、1011番は農地等に該当すると認定します。 続いて、1005番について事務局から説明してください。
事務局	1005番の指定基準は、緑地機能の補完（良好な景観形成）です。現地は露地野菜及び果樹畑として利用されています。
議長	1005番について、地区担当の吉野推進委員の意見はいかがですか。
吉野推進委員	果樹、露地野菜等適切に管理されており、問題ありません。
議長	1005番について、他の委員の意見はありますか。 他の委員の意見が無いようですので、1005番については農地等に該当すると認定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	挙手多数と認め、1005番は農地等に該当すると認定します。 続いて、1006番について事務局から説明してください。
事務局	1006番は川向町南耕地地区土地区画整理事業の区域内の案件になります。区画整理事業の進捗に支障がないということで新たに生産緑地に指定するもので、指定基準は緑地機能の補完（良好な景観形成）です。現地は露地野菜畑として利用されています。
議長	1006番について、地区担当の齋藤公推進委員の意見はいかがですか。
齋藤公 推進委員	良好に耕作されており、問題ありません。
議長	1006番について、他の委員の意見はありますか。

	他の委員の意見が無いようですので、1006番については農地等に該当すると認定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	挙手多数と認め、1006番は農地等に該当すると認定します。 続いて、第11号議案「令和3年度活動目標の結果について」事務局から説明してください。また、本案件は推進員の皆様も一緒にご審議ください。
事務局	(議案書に沿って説明)
議長	第11号議案について、意見、質問等がありますか。 無いようですので、第11号議案については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、第11号議案については承認とします。 以上で第23回総会審議事項の審議を終了します。 続いて、報告事項第1号から第9号について、野路委員をお願いします。
野路委員	報告事項第1号から第9号について、事務局から説明をしてください。
事務局	報告事項第1号から第9号まで一括で報告。
野路委員	1号から9号について質問等がありますか。 無いようですので、報告事項第1号から第9号までを了承とします。 これもちまして第23回総会を終了します。
	(15時45分閉会)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和4年 月 日

議長

署名人

署名人

令和4年5月26日開催 第23回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田昇	会長	出席	議長
2	野路幸子	会長職務代理者	出席	
3	金子利一		出席	
4	坂田清一		出席	
5	加藤保		出席	
6	栗原智		出席	
7	守谷弘	連合会監事	出席	
8	大立尚登	連合会理事	出席	議事録署名人
9	阿部敏		出席	議事録署名人
10	大澤博		出席	
11	岡部弘		出席	
12	河原俊一	連合会理事	出席	
13	大塚喜彦		出席	
14	関戸裕一		出席	
15	平本武夫		出席	
16	小池誠一郎		出席	
17	小川名重典	連合会理事	出席	
18	白井秀幸		出席	
19	小島重信		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	荻野清		出席	
2	栗原茂		出席	
3	小山正博	連合会理事	出席	
4	齋藤公		出席	
5	鈴木輝雄	連合会理事	出席	
6	永島善範		欠席	
7	根本栄治		出席	
8	吉野幸弘		出席	
9	飯田清		出席	
10	内田英一		出席	
11	大矢勝		出席	
12	小原甲史		欠席	
13	齋藤春美		出席	
14	佐藤孝春		出席	
15	新川和生		出席	
16	森田喜八郎		出席	
17	吉濱勝	連合会理事	出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし